

## 質 疑 応 答 書

件名 仙台市立病院電力需給

※事業者が特定される可能性のある記載については表現を変更しています。

質 問 事 項	回 答
<p>1 仕様書 2.仕様 (1) 電力供給条件 (オ) 受電方式 2回線受電について</p> <p>予備契約については、予備線または予備電源のどちらでしょうか。 また、予備線の場合は、常時供給変電所から供給を受ける。 予備電源の場合は、常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける。 との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>予備電源の契約となります。 予備線、予備電源のご認識については、お見込みのとおりです。</p>
<p>2 仕様書 2.仕様 (2) 契約電力及び予定使用電力量 ア) 自家発補給電力について</p> <p>調達期間内に、定期検査等で自家発補給電力の使用予定はないことよろしいでしょうか。 使用がある場合は、その使用電力量のご提示をお願いいたします。</p>	<p>当院においては、常用発電設備 (370kW×2台) を設置しており、運転時間2,000時間ごとの点検を実施しています。 ただし、この点検により自家発補給電力を購入した実績はありません。</p>
<p>3</p> <p>上記、自家発補給電力の使用有無に依らず、「入札金額積算内訳書」の積算内訳表に自家発補給電力の電力量料金欄を設けさせていただいてよろしいでしょうか。 また、同内訳書の下段に、使用用途 (定期検査補修時等またはそれ以外) に応じた自家発補給電力の料金率 (基本料金率及び電力量料金率) を記載してよろしいでしょうか。</p>	<p>電力量料金欄等を設けていただいても構いませんが、積算内訳書の記載内容と入札書に記載の金額について、錯誤等が発生しないようご注意ください。 使用用途に応じた自家発補給電力の料金率等の記載についても同様です。</p>
<p>4</p> <p>入札金額積算内訳書について、下段に「業務用電力基本料金」の記載がございますが、記載する理由についてお教えてください。</p>	<p>「業務用電力基本料金」の記載については、自家発補給電力の基本料金率を算定する参考として記載欄を設けているものです。 貴社料金メニューにおいて該当する項目がない場合は、記載不要です。</p>
<p>5 電力需給契約書 (案) 第5条について</p> <p>検針は、一般送配電事業者で実施するため、発注者の立ち合いができない場合がありますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>一般送配電事業者が行う検針について、発注者が同時に立ち会う必要はございません。 ただし検針の後、貴社の作成する検針票等については、ただちに (検針日当日中を目途に) 当院へ送付願います。</p>
<p>6 電力需給契約書 (案) 第12条4項について</p> <p>延滞利息率に関して、弊社では延滞利息率を年10%としておりますが、協議 (変更) することは可能でしょうか。</p>	<p>延滞利息率の変更はできません。</p>
<p>7 その他</p> <p>一般送配電事業者で料金改定があった場合に、契約単価見直しの協議に応じていただけますでしょうか。</p>	<p>契約書 (案) 第11条のとおりです。</p>

<p>8 その他</p> <p>入札参加資格の認定を受ける時点での申請者名（個人名）について、人事異動により変更となる可能性があります。「一般競争入札参加申請書」等と入札書・委任状等での申請者名（個人名）が異なってもよろしいでしょうか。</p>	<p>正当な手続きによる変更であれば、入札の参加に支障はありません。変更した記載内容について、事前に確認が必要になりますので、変更後ただちに「入札参加資格登録事項変更届」を本市財政局契約課へご提出いただき、受理された届の写しを入札日までにご提出ください。変更届の提出が間に合わない場合は、直接、仙台市立病院財産管理課までご相談ください。</p>
<p>9</p> <p>初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますか。</p>	<p>当院では、開院以来、東北電力（株）宮城支店様と特命での契約を締結しており、今回初めて一般競争入札を実施するものです。</p>
<p>10</p> <p>入札対象施設の現供給者を教えてください。</p>	<p>質問事項9の回答のとおりです。</p>
<p>11</p> <p>仕様書2（4）の通り、現在の計量日は1日ですよろしいでしょうか。現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」になりますので、ご容赦ください。</p>	<p>仕様書2（4）のとおり、計量日は毎月1日になります。</p>
<p>12</p> <p>計量日はご使用期間末日の翌日0：00となりますのでご了承いただけますか。（例：使用期間が3/10～4/9の場合、計量日は4/10 0：00）</p>	<p>仕様書2（4）のとおり、計量日は毎月1日になりますが、翌日以降の計量でも支障ありません。</p>
<p>13</p> <p>予備電力の種類は、仕様書2（1）オ）の通り、予備線でよろしいでしょうか。</p>	<p>予備電源の契約となります。</p>
<p>14</p> <p>旧一般電気事業者と同様の付帯契約（蓄熱割等）の適用ができませんが了承いただけますか。</p>	<p>特定の付帯契約（割引等）の適用を求めることはありません。各社の付帯契約を踏まえた単価等により、入札金額（総額）を算定してください。</p>
<p>15</p> <p>請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額、それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。</p>	<p>想定している計算方法は契約書（案）第6条のとおりですが、システムの都合等で端数の取扱いが異なる場合は、契約締結時点で協議により契約書を修正することが可能です。</p>
<p>16</p> <p>契約締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、対応していただけますか。</p>	<p>契約書（案）第21条のとおりです。ただし、本質疑応答書において明らかにしている事実については「契約書に記載がない事柄」に該当しません。</p>
<p>17</p> <p>地域の旧一般電気事業者において、燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、弊社においても同様に見直しを行う予定ですが応じていただけますか。</p>	<p>契約書（案）第10条のとおりです。</p>

<p>18</p> <p>地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。</p>	<p>契約書（案）第11条のとおりです。</p>
<p>19</p> <p>契約電力が500kW以上の場合で、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することになりますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>契約書（案）第4条のとおりです。</p>
<p>20</p> <p>現在の契約電力は実績値の1650kWから変更していませんか。供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただきます。変更が供給開始日に間に合わない場合は、変更する日をずらしていただきますがよろしいでしょうか。</p>	<p>現在の契約電力は1650kWであり、今回の調達契約開始に合わせた変更は予定していません。</p>
<p>21</p> <p>契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦ください。</p>	<p>ご質問に該当する予定はありません。該当する事実が発生した場合は、書面にて協議することになります。</p>
<p>22</p> <p>施設の電気料金のお支払いを分割して、複数からなることはございますか。ある場合は、分割後の支払金額を弊社に通知いただきます。また、分割請求書の発行はできかねますがよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問に該当する取扱いを行う予定はありません。</p>
<p>23</p> <p>開札結果について、公開方法・範囲を教えてくださいいただけますか。</p>	<p>落札結果は公告します。 また、入札経過については、担当課窓口で閲覧に供しますが、遠方等の理由があれば、電話での口頭回答も行います。 公開の範囲は、入札者名と入札金額（総額）で、積算の内訳及び契約単価は公開しません。</p>
<p>24</p> <p>自家発補給契約について、内訳では未使用時の基本料金のみ算出しますが、契約は自家発補給を使用する、使用しないに関わらず、電力量料金単価を設定させていただきます。設定する電力量料金単価は、旧一般電気事業者が公表している単価と同等となります。内訳書の欄外に自家発補給契約の使用時の電力量料金単価を記載してよろしいでしょうか。</p>	<p>電力量料金単価を設定し、内訳書欄外に追記いただいても構いませんが、積算内訳書の記載内容と入札書に記載の金額について、錯誤等が発生しないようご注意ください。</p>
<p>25</p> <p>自家発補給電力に関してですが、未使用時と計算してよろしいでしょうか。自家発補給電力は未使用月で計算する場合、「自家発補給電力基本料金単価×契約電力×未使用時倍率」となります。今回もこの計算でよろしいでしょうか。割引等の欄に金額を記載することによろしいでしょうか。</p>	<p>自家発補給電力の基本料金は、不使用月として算定してください。単価入力欄に、各社料金メニューを踏まえた「不使用月の基本料金単価」を記載いただき、「基本料金単価×契約電力」で各月の基本料金を積算する想定ですが、積算結果に支障がある場合は、「割引等」に金額を入力して調整することも可能です。</p>

<p>26</p> <p>自家発補給電力が全期間未使用でも、自家発補給電力の電力量料金単価を契約書に記載させていただきますのでご了承ください。</p>	<p>あらかじめ積算内訳書に記載のあった電力量料金単価について、契約書へ記載いただくことは構いません。</p>
<p>27</p> <p>入札説明書10（15）に「ペン又はボールペンを使用すること」と記載がありますが、パソコン等での入力による印刷でもよろしいでしょうか。</p>	<p>容易に消去可能な状況になっていなければ、押印以外の箇所は印刷された文書で構いません。</p>
<p>28</p> <p>予備電力は「予備電源」ではなく「予備線」という認識でお間違いないでしょうか？</p>	<p>予備電源の契約となります。</p>
<p>29</p> <p>自家発補給電力の不使用月の基本料金の割引は使用月の30%でよろしいでしょうか。内訳書では不使用月の単価のみ記載するというのでしょうか。</p>	<p>自家発補給電力の基本料金は、不使用月として算定してください。特定の割引率を求めることはありません。 内訳書には、各社の料金メニューを踏まえた「不使用月の基本料金単価」のみを記載いただき、「基本料金単価×契約電力」で各月の基本料金を積算する想定です。</p>
<p>30</p> <p>内訳書の業務用電力基本料金の欄は何を記載すればよろしいでしょうか。</p>	<p>「業務用電力基本料金」の記載については、自家発補給電力の基本料金率を算定する参考として記載欄を設けているものです。貴社料金メニューにおいて該当する項目がない場合は、記載不要です。</p>